

和歌山市 市民環境局
環境部 産業廃棄物課長 様

大阪府 環境農林水産部
循環型社会推進室
産業廃棄物指導課長

和歌山市山口地区における産業廃棄物安定型
最終処分場の設置計画について（意見）

日頃より、大阪府の環境行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本事業を計画している事業者は、貴市との事前調査手続き中にもかかわらず、平成27年12月、貴市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、事業計画書及び生活環境影響調査書（以下「事業計画書等」という。）を提出し、本年5月から8月にかけて、条例に基づき関係住民等に対する説明会を実施しました。

この住民説明会では、参加した住民が事業計画書等の内容を十分理解し、また、事業者が市民の疑問等に十分応えたとは言えず、今月22日に第3回の説明会が開催されることとなったと伺っております。

本府は、これまで貴市の依頼により本事業に対する意見をお示したところですが、現状の事業計画書等やこれまでの住民説明会の経緯を踏まえ、改めて、別紙のとおり、意見をお伝えしますので、貴市から事業者に対し、阪南市民への説明を尽くすことを含め、適切な指導をされるようお願いいたします。

【連絡先】

大阪府 環境農林水産部
循環型社会推進室 産業廃棄物指導課
処分業指導グループ

水間、吉峯、小穴

TEL：06-6941-0351（内線 3826）

FAX：06-6210-9569

メール：junksuishin-g18@sbox.pref.osaka.lg.jp

別紙

【工事期間中及び埋立期間中における濁り対策について】

- ・工事期間中に設置する予定の沈砂池の位置や容量を明確に示すこと。また、濁水流出防止のため、十分な容量を確保すること。
- ・埋立期間中における濁り対策を具体的に示すこと。

【水質の自主管理基準や環境基準を遵守する方策について】

- ・浸透水処理施設の処理方法、対象物質ごとの処理前後での除去効率を明確に示すこと。
- ・浸透水処理施設の処理能力（150 m³/日）の根拠を明確に示すこと。
- ・水処理施設運転の判断を「pHが著しい変化を示した場合」としているが、「著しい変化」とはどのような場合を想定しているのか。また、pHの変化で、水質の変化を把握できるとした理由を明確に示すこと。
- ・水質の指標となる物質の濃度が上昇傾向を示すなど、水処理施設の間欠運転では適切な水質が維持できないおそれがある時は、浸透水は全量処理すること。
- ・遮水シートに破損のおそれについて、pHとECを日常的に測定し、「埋立前と著しく異なる数値が続く場合」としているが、「著しく異なる数値」とはどのような値を想定しているのか。また日常的とはどれぐらいの頻度か具体的に示すこと。
- ・浸透水調整槽に、浸透水の水質に懸念がある場合や遮水シートの破損が想定された場合に「一時的に浸透水調整槽へ貯留する」とあるが、分析に要する期間を踏まえた必要十分な容量を備えたものであることを明確に示すこと。

【河川水質への影響について】

- ・水質の影響予測において、放流水濃度を自主管理基準値（BOD:10mg/L、COD:20 mg/L）として予測した各予測地点での予測結果を示すこと。
- ・河川水質への影響予測を適切に行ったうえで、阪南市の山中溪等のホテル生息地への影響について検討し、必要に応じて水質保全対策の拡充を実施すること。

【車両走行について】

- ・廃棄物運搬車輛や工事車輛は大阪側を通行しない手法を具体的に示すとともに、それを確実に実施すること。

【情報提供について】

- ・モニタリング結果の速やかな公表及び水質異常発生時の対応について住民等への適切な情報提供手法を示すとともに、それを確実に実施すること。